

税額控除法人認定のお知らせ

社会福祉法人ハッピーネットは、2023年11月24日より埼玉県から、税額控除の資格を有する社会福祉法人として認定されました。

これにより、認定日以降の当法人へのご寄付は税額控除または寄付金控除を受けることができます。

【個人の場合】

寄付金が2,000円を超える場合は、確定申告を行う事により税制上の優遇措置があります。

【法人の場合】

一般の寄付金控除とは別枠で、法人税法上の損益算入が出来ます。

特例措置を受けるための手続き

所轄税務署へ確定申告を行ってください（年末調整等では控除できません）。

※ 確定申告の時期：毎年2月16日～3月15日

確定申告書提出の際に、当財団の発行した領収書及び証明書の写しを添付してください。

◆詳細については各諸官庁へお問い合わせください

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>



【お問い合わせ】

社会福祉法人ハッピーネット
経営サポート部経営戦略グループ経営企画チーム 寄付担当
TEL：048-767-3822